

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1	箇条4 総則 4.1 一般要求事項 アクセサリは、通常の使用においてその性能に信頼がおけ、安全性が規定に定義される許容可能なレベルまでリスクを低減させることによって達成される設計及び構造でなければならない。	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1 8.2 箇条11 11.1 11.1.1 11.1.2	箇条8 寸法 8.1 アクセサリは、スタンダードシートがある場合、これに従わなければならない。スタンダードシートがない場合、アクセサリは製造業者の仕様を満たさなければならない。 8.2 プラグ又は可搬形コンセントは、定格が異なる、又は不適切な接続になるおそれのある接点の組合せをもつコンセント又は機器用インレットとかん合することができてはならない。 箇条11 端子及び終端 11.1 端子及び終端の共通要求事項 11.1.1 電線交換形のプラグ及び可搬形コンセントは、可とう導体の接続が可能な端子を備えていなければならぬ。 11.1.2 電線非交換形アクセサリは、はんだ付け用、溶接	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.2.5 11.4 11.4.1 11.4.2 箇条14 14.1 14.1.2 14.1.3	<p>用、圧着用又は同等の効力のある永久接続部（終端）を備えていなければならない。</p> <p>11.2.5 接地端子の締付ねじ又はナットは、偶発的に緩むことがないように正しくロックし、工具を用いずに緩めることが可能であってはならない。</p> <p>11.4 絶縁貫通端子(IPT)</p> <p>11.4.1 絶縁貫通端子は、規定に示す公称断面積をもつ銅又は銅合金製の導体を適切に接続可能なものでなければならない。</p> <p>11.4.2 絶縁貫通端子は、十分な接触圧力で、導体をきず付けることなく金属面の間に導体を締め付けるように設計しなければならない。</p> <p>箇条14 構造</p> <p>14.1 一般的構造</p> <p>14.1.2 コンセント接点を備えた部分又はプラグ若しくは機器用インレットの接点を備えた部分を、箱又は外郭内の取付面に固定するためのねじ又はその他の手段は、容易に触れることが可能なものでなければならない。</p> <p>14.1.3 コンセントの互換性手段、又はプラグ若しくは機器用インレットの互換性手段に対して接地接点又は中性接点がある場合は、その位置を使用者が変更することが</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				14.2 14.2.1 14.2.3 箇条15 15.1	<p>可能であってはならない。</p> <p>14.2 接点の構造</p> <p>14.2.1 コンセントの接点及びプラグの接点は、コンセントとプラグとが完全にかん合したときに適切な接触圧力が確保されるように設計しなければならない。</p> <p>機器用インレットの接点は、機器用インレットが可搬形コンセントと完全にかん合したときに適切な接触圧力が確保されるように設計しなければならない。</p> <p>可搬形コンセントの接点は、可搬形コンセントがプラグ又は機器用インレットと完全にかん合したときに適切な接触圧力が確保されるように設計しなければならない。</p> <p>14.2.3 接点は、アクセサリを分解せずに取り外すことができてはならない。</p> <p>箇条15 固定形コンセントの構造</p> <p>15.1 固定形コンセントは、次を可能にする構造でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">— 導体が容易に端子に差し込め、そこに固定可能である。— 導体の絶縁物が異極の充電部と接触しないように、導体を適正に位置付ける。— 導体接続後にカバー又は外郭を容易に固定可能である。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条16 16.1 箇条20	<p>る。</p> <p>箇条16 プラグ及びコネクタの構造</p> <p>16.1 プラグ及び可搬形コンセントの外郭は、端子及び可とう電線の端を完全に囲わなければならない。</p> <p>電線交換形プラグ及び電線交換形可搬形コンセントの構造は、導体を適切に接続し、心線を所定位置に保持し、心線の分離点から端子まで、心線の間に接触の危険がない構造でなければならない。</p> <p>アクセサリは、当初組み立てたときの部品間の適正な位置関係を確保できるように、再組立てが可能な構造でなければならない。</p> <p>箇条20 開閉容量</p> <p>インターロックのないアクセサリは、適切な開閉容量をもたなければならない。</p>	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条9 9.2	<p>箇条9 感電に対する保護</p> <p>9.2 接地接点をもつアクセサリは、次のように設計しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — プラグ又は可搬形コンセントを差し込むとき、相接続及び中性線（ある場合）の接続が行われる前に、接地接続が行われる。 — プラグ又は可搬形コンセントを引き抜くとき、接地接 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条11 11.1 11.1.9 箇条12	<p>続が切れる前に、相接続及びある場合は中性線の接続が切れる。</p> <p>箇条11 端子及び終端 11.1 端子及び終端の共通要求事項 11.1.9 導体を適切に固定している場合は、異極の充電部同士又は充電部と可触金属部との偶発的接触の危険があつてはならず、また、より線導体の素線が端子又は終端から外れた場合は、その素線が外郭の外に出る危険があつてはならない。</p> <p>箇条12 インターロック 定格電流が250 Aを超えるアクセサリ又は負荷を加えた状態で開閉を意図しないアクセサリは、規定するインターロックを備えるか、又は組み込めるようになっていなければならない。</p>	
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 箇条23 23.2	<p>箇条7 表示 7.1 アクセサリには、次の事項を表示しなければならない。</p> <p>a) 定格電流（アンペア単位） b) 定格動作電圧又は定格動作電圧範囲（ボルト単位）等 箇条23 可とう電線及びその接続 23.2 プラグ及び可搬形コンセントに関する要求事項</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				23.2.1 23.2.2	<p>23.2.1 電線非交換形のプラグ及び可搬形コンセント 接地端子に接続する線心を緑と黄色との組合せて識別しなければならない。</p> <p>23.2.2 電線交換形のプラグ及び可搬形コンセント 張力の除去及びねじれ防止をどのように行うよう意図しているかが明確でなければならない。アクセサリ内のいずれかの部品が所定位置にない場合に備え、指示書には必要な部品及び組立方法を明示しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中に おける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1 11.1.4 11.1.5 箇条13	<p>箇条11 端子及び終端 11.1 端子及び終端の共通要求事項 11.1.4 ねじ、ナット、ワッシャ、あぶみ金、締付板などを除く、端子部及び終端部は、機器に生じる条件下で、意図した使用に適切な機械的強度、導電性及び耐食性をもつ金属製のものでなければならない。</p> <p>11.1.5 接地端子の本体がアルミニウム又はアルミニウム合金のフレーム又は外郭の一部である場合、銅とアルミニウム又はその合金との接触から生じる腐食の危険を避ける予防措置をとらなければならない。</p> <p>箇条13 ゴム及び熱可塑性材料の耐劣化性 ゴム製又は熱可塑性材料製の外郭並びにシーリングリング及びガスケットといったエラストマ製の部分をもつア</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条21 箇条24 24.1 24.4 箇条25 25.1 25.6 箇条28	<p>クセサリは、十分な耐劣化性をもたなければならない。</p> <p>箇条21 通常操作</p> <p>アクセサリは、過度の摩耗又はその他の有害な影響なしに、通常の使用で生じる機械的応力、電気的応力及び熱応力に耐えなければならない。</p> <p>箇条24 機械的強度</p> <p>24.1 アクセサリは、適切な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>24.4 電線非交換形アクセサリは、規定の耐久性曲げ試験後、この規格の要求事項を満足しなくなる損傷があつてはならない。</p> <p>箇条25 ねじ、通電部及び接続部</p> <p>25.1 電気的又はその他の接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。</p> <p>25.6 通常の使用で滑り作用を受ける接点は、耐食性の金属製でなければならない。</p> <p>箇条28 耐食性</p> <p>外郭を含む鉄製部分は、さびから適切に保護しなければならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又	■該当 □非該当	箇条4 4.1	箇条4 総則 4.1 一般要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	した安全設計	は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。		箇条14 14.1 14.1.4 箇条16 16.4 箇条18 18.1	アクセサリは、規定に基づき、IP23以上の保護等級をもたなければならない。 箇条14 構造 14.1 一般的構造 14.1.4 コンセントは、通常の使用状態のように取り付け、 プラグが所定位置にないとき、その表示に示す保護等級 を確保しなければならない。 さらに、プラグ又は機器用インレットをコンセントと完 全にかん合したときに、二つのアクセサリの低い方の保 護等級を確保しなければならない。 箇条16 プラグ及び可搬形コンセントの構造 16.4 プラグには、対応するアクセサリと完全にかん合し、 可とう電線を通常の使用のように取り付けたときに表示 の保護等級を確保する手段を組み込まなければなら ない。 工具を用いなければ取り外すことができない附属のキャ ップがある場合、プラグは、キャップを適正に取り付けた ときにもこの要求事項を満たさなければならない。 箇条18 保護等級 18.1 アクセサリは、製品に表示した保護等級に対応する 要求事項に適合しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				18.3 箇条24 24.3	18.3 全てのアクセサリは、通常の使用で生じる湿潤状態に耐えなければならない。 箇条24 機械的強度 24.3 保護等級がIPX7以上のアクセサリは、規定する関連する試験に耐えなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条27 27.1 27.2	箇条27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.1 アクセサリは、十分な耐熱性をもたなければならぬ。 27.2 絶縁材料製の外郭部分及びアクセサリの充電部を支持する絶縁部分は、異常な熱及び火に対する耐性なければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条9 9.1 箇条11 11.1 11.1.8	箇条9 感電に対する保護 9.1 アクセサリは、通常の使用状態のように配線したときのコンセントの充電部、並びに対応するアクセサリと部分的又は完全にかん合したときのプラグ及び機器用インレットの充電部が可触でないように設計しなければならない。 箇条11 端子及び終端 11.1 端子及び終端の共通要求事項 11.1.8 端子又は終端は、次のように配置又は遮蔽しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.1.9 箇条15 15.2	<ul style="list-style-type: none"> —端子から緩んだねじ又はその他の部品が、充電部と接地端子に接続した金属部との間に電気的接続を確立することがない。 —充電端子又は充電終端から外れた導体が、接地端子に接続した金属部に接触することがない。 —接地端子又は接地終端から外れた導体が充電部に接触することがない。 <p>11.1.9 導体を適切に固定している場合は、異極の充電部同士又は充電部と可触金属部との偶発的接触の危険があつてはならず、また、より線導体の素線が端子又は終端から外れた場合は、その素線が外郭の外に出る危険があつてはならない。</p> <p>箇条15 固定形コンセントの構造</p> <p>15.2 固定形コンセントの外郭及び感電保護を行う部分は、適切な機械的強度をもたなければならない。</p>	
第七条 第2号	感電に対する 保護	接触電流は、人体に影響を及ぼさないよう に抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1 10.2	<p>箇条10 接地接続</p> <p>10.1 接地接点をもつアクセサリには、接地端子を付けなければならない。</p> <p>10.2 絶縁不良の場合に充電部となることがある接地接点をもつアクセサリの可触金属部は、構造によって接地端子に確実に接続しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				10.3 箇条15 15.6 箇条16 16.6 箇条17 17.2	10.3 接地接点は、過熱することなく相接点の規定電流に等しい電流を流せなければならない。 箇条15 固定形コンセントの構造 15.6 定格動作電圧が交流50 V又は直流120 Vを超える固定形コンセントには、接地接点を付けなければならない。 箇条16 プラグ及び可搬形コンセントの構造 16.6 定格動作電圧が交流50 V又は直流120 Vを超えるプラグ及び可搬形コンセントには、接地接点を付けなければならない。 箇条17 機器用インレットの構造 17.2 定格動作電圧が交流50 V又は直流120 Vを超える機器用インレットには、接地接点を付けなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18 18.2 箇条19 19.1 箇条26 26.1	箇条18 保護等級 18.2 アクセサリは、規定の保護等級試験後に耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条19 絶縁抵抗及び耐電圧 19.1 アクセサリは、適切な絶縁抵抗及び耐電圧性能をもたなければならない。 箇条26 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離 26.1 一般	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				26.1.2 箇条27 27.3	26.1.2 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、規定する以上でなければならない。 箇条27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.3 充電部の周囲の絶縁部分は、耐トラッキング性をもつ材料でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条27 27.2	箇条27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 27.2 絶縁材料製の外郭部分及びアクセサリの充電部を支持する絶縁部分は、異常な熱及び火に対する耐性なければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22	箇条22 温度上昇 アクセサリは、通常の使用での温度上昇が過大にならない構造でなければならない。 端子の温度上昇は、50K以下でなければならない。	
第十一条 第一項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとす	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.2 11.2.3	箇条11 端子及び終端 11.2 ねじ形端子 11.2.3 ねじ形端子は、十分な接触圧力で、導体をきず付けることなく金属面の間に導体を締め付けるように設計しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		る。		箇条14 14.1 14.1.1 箇条23 23.2 23.2.2	箇条14 構造 14.1 一般的構造 14.1.1 アクセサリの可触面に、ばり、鋲ばり及びこれに類する鋭い角があつてはならない。 箇条23 可とう電線及びその接続 23.2 プラグ及び可搬形コンセントに関する要求事項 23.2.2 電線交換形のプラグ及び可搬形コンセント ケーブル止めは、電線に対する鋭い角があつてはならず、 ケーブル止めではなくアクセサリの外郭を開けたときに ケーブル止め又はその部品が紛失するおそれのないように に設計しなければならない。 電線入口に電線の損傷を防止するスリーブを付ける場 合、そのスリーブは、絶縁材でなければならず、滑らか で、ばりがあつてはならない。	
第十一條 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの 機械的作用によって生じる危険源によって 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持 つ設計その他の措置が講じられるものとす る。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.4 箇条21	箇条10 接地接続 10.4 接地接点は、機械的損傷から保護するように覆うか 又は防護しなければならない。 箇条21 通常操作 アクセサリは、過度の摩耗又はその他の有害な影響なし に、通常の使用で生じる機械的応力、電気的応力及び熱応 力に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条23 23.1 箇条24 24.2 24.6 箇条25 25.1	<p>箇条23 可とう電線及びその接続 23.1 コード止め プラグ及び可搬形コンセントは、導体を端子又は終端に接続したときに、導体からねじれを含む張力を除去し、導体の被覆を摩耗から保護するように、ケーブル止めを付けなければならない。</p> <p>箇条24 機械的強度 24.2 アクセサリは、通常の使用で生じる打撃を受けた後に、表示している保護等級を完全に維持するのに十分な強度をもたなければならない。</p> <p>24.6 シャッタがある場合、シャッタは、例えば、プラグの接点が意図せずコンセントのシャッタに当たるなど、通常の使用で予期される機械的応力に耐えるように設計しなければならない。</p> <p>箇条25 ねじ、通電部及び接続部 25.1 電気的又はその他の接続部は、通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 箇条27	<p>箇条21 通常操作 規定のサイクル試験後、試験品が次を示してはならない。 — シーリングコンパウンドの漏出</p> <p>箇条27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				27.1	27.1 耐熱試験後、使用を妨げるような変化があつてはならず、充電部が露出してしまうほどシーリングコンパウンドが流れてはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1	箇条4 総則 4.1 一般要求事項 アクセサリは、通常の使用においてその性能に信頼がおけ、安全性が規定に定義される許容可能なレベルまでリスクを低減させることによって達成される設計及び構造でなければならない。	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						し又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.3 箇条11 11.2 11.2.1 11.3 11.3.1 11.7 11.7.2 箇条29 29.1	箇条10 接地接続 10.3 接地接点は、過熱することなく相接点の規定電流に等しい電流を流れなければならぬ。 箇条11 端子及び終端 11.2 ねじ形端子 11.2.1 ねじ形端子は、規定の公称断面積をもつ銅又は銅合金製の導体を適切に接続可能なものでなければならない。 11.3 ねじなし端子 11.3.1 ねじなし端子は、規定の公称断面積をもつ銅又は銅合金製の導体を正しく接続可能なものでなければならない。 11.7 絶縁部を経由して接触圧力を伝達する絶縁貫通端子の試験 11.7.2 短時間耐電流試験 端子は、接続した導体の断面積当たり120 A/mm ² の電流に1秒間耐えなければならない。 箇条29 条件付き短絡電流試験 29.1 最小固有短絡電流	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					コンセント及び結合するプラグは、10kA又は製造業者が指定したよりも高い値の最小固有短絡電流に耐えなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条30 30.1	箇条30 電磁両立性 30.1 イミュニティ 電子部品を組み込んでいないアクセサリは、通常の電磁波の影響を受けないため、イミュニティ試験は必要ない。 電子回路を組み込んだアクセサリは、規定に適合しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条30 30.2	箇条30 電磁両立性 30.2 エミッション 電子部品を組み込んでいないアクセサリは、連続した使用を意図しており、通常の使用において電磁波による障害を発生しない。 電子回路を組み込んだアクセサリは、規定に適合しなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.4 7.5	箇条7 表示 7.4 プラグ及び可搬形コンセントは、アクセサリが使用可能なように配線したときに、規定する表示が容易に認識可能でなければならない 7.5 電線交換形アクセサリの端子記号は、当該端子の近く	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.6 箇条27 27.1	<p>に配置しなければならない。これらの記号をねじ、取外し可能なワッシャ又はその他の取外し可能な部分に配置してはならない。</p> <p>7.6 表示は、耐久性があり、消えないものでなければならぬ。</p> <p>箇条27 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>27.1 表示は、試験後も容易に読み取れなければならない。</p>	
第二十条 第一号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該當 が妥当と考 える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該當 が妥当と考 える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8285:2025

規格名：工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項 を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に 含まれないた め、非該当が妥 当と考える。